

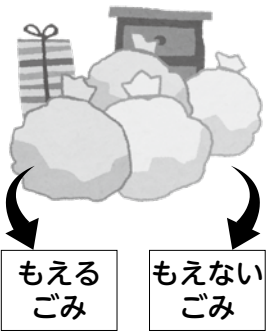
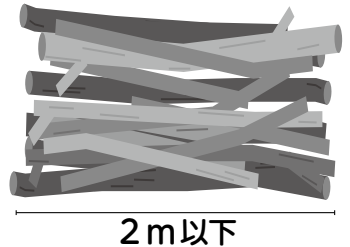
見直してみよう! ごみの出し方



●問い合わせ 環境課 内線284

確認しよう! 大掃除のごみの出し方

12月～3月は、大掃除や引っ越しなどで多くのごみが出る時期です。一時的に多量に出たごみやせん定枝は、表の処理方法に従い、正しい場所に出しましょう。

	一時多量ごみ	せん定枝	
条件と処理方法	「もえるごみ」と「もえないごみ」に分ける  もえるごみ もえないごみ	・町指定ごみ袋に入る大きさに切り、入れる ・長さ60cm以下、直径40cm以下の束にし、町指定ごみ袋の(大)の袋を1枚つけてしばって出す(ごみステーションに出せるせん定枝の幹および枝の太さは5cm以下)  60cm以下 40cm以下	長さが60cmを超える場合は、2m以下にする(幹および枝の太さ20cm以下)  2m以下
ごみ出し先	直接、東部知多クリーンセンターへ	「もえるごみ」として、ごみステーションへ	直接、東部知多クリーンセンターへ

東部知多
クリーン
センター

- 営業時間 月～土曜日 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
※日曜日、年末年始を除く
- ところ 〒470-2101 森岡字葭野41
- 料金 10kgまで200円、10kgを超えるごとに200円加算

年末は大変込み合いますので、早めにお出しく下さい。

●問い合わせ 東部知多クリーンセンター ☎46-8855

「無許可」の回収業者を利用しないで!

「無許可」のごみ回収業者の情報が寄せられています。家庭から出たごみの回収を行うためには、①町の委託または②一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

産業廃棄物処理業や古物商の許可を得ていても、①または②の許可を得ていなければ、家庭ごみを回収することは認められません。無許可のごみ回収業者を見かけたら、環境課まで情報提供をお願いします。

●「無許可」の回収業者の特徴

- ・「何でも無料で回収します」などと拡声器で宣伝をし、トラックで巡回する
- ・事前にチラシを配布し、回収日当日に巡回する

●「無許可」の回収業者を利用した場合のトラブル

- ・高額な処理料金を請求される
- ・不適正な処理が行われる
- ・不法投棄される

●問い合わせ 環境課 内線283



第3次東浦町の 環境を守る 基本計画(案) パブリック コメント募集

町では、東浦町の環境特性などを踏まえて平成23年4月に策定した「東浦町の環境を守る基本計画」(第2次)の計画期間が満了を迎えます。今後10年間に町が取り組む環境政策や、住民・事業者の皆さんとの協働による環境行動を推進することを目的とする、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」の策定にあたり、皆さんからの意見を募集します。

●募集期間

12月15日(火)～

令和3年1月14日(木)

●公表場所

環境課、本庁舎1階ロビー、町ホームページ

●提出方法

住所、氏名(法人・団体の場合は所在地・名称・代表者の氏名)、意見を任意様式に記入のうえ、郵送(消印有効)、FAX、メール、あいち電子申請・届出システムまたは直接問い合わせ先へ

●意見への対応

お寄せいただいた意見に対する個別回答は致しません。後日、提出いただいた意見の概要とこれに対する考え方を、町ホームページなどで公表します。

●問い合わせ

環境課 内線282

☎83-9756

✉kankyo@town.

aichi-higashiura.lg.jp

☎470-2192(住所不要)環境課

ごみの分け方・出し方 『プラスチック製容器包装』

プラスチック製容器包装の分別方法で、問い合わせの多かった内容を紹介しします。資源ごみは分別して出しましょう！

●プラスチック製容器包装とは？

容器(ボトルやチューブなど商品を入れるもの)または包装(フィルムやお菓子の袋など商品を包むもの)で、商品が消費され、取り出されたあとに不要となるものです。

●プラスチック製容器包装として出せるものは？

迷った場合は、 プラマークがついているか確認してください。

ボトル・チューブ類	洗剤・シャンプー・リンスなどのボトル ケチャップ、歯磨き粉などのチューブ
トレイ類	野菜・惣菜・菓子・生鮮食品などの食品トレイ
パック・カップ類	カップ麺・プリン・ヨーグルトなどのカップ
ポリ袋類	冷凍食品・インスタント食品・菓子などのポリ袋
フタ類	ペットボトル・びんのプラスチック製のふた
網・ネット類	みかん・たまねぎなどのネット、桃などの発泡スチロールのネット
緩衝材類	気泡緩衝材・発泡スチロール製の緩衝材

●出し方

①中身を使い切る

②軽くゆすいで乾かす

③ふたを取って一緒に出す

※レトルト食品の袋などゆすいでも中身の取れないものは、もえるごみで出してください。



●プラスチック製容器包装として出せないもの

	具体例
商品 そのもの	洗面器・ポリバケツ・プラスチックのコップ・歯ブラシ・プラスチックのトレイ・ビデオテープ・カセットテープ・プラスチック衣装ケース・プラスチック製の植木鉢・皿・おもちゃ・ストロー
商品でない ものの包装	クリーニングの袋
容器や包装 でないもの	結束バンド、テープ類、ひも、輪ゴム 弁当などの仕切り(緑色のプラスチックフィルム)
危険な物 (金属類など)	ハサミ、カミソリ、ライター、刃物類、バッテリー、 電池、電気製品、注射器など医療廃棄物